

契約担当官
航空自衛隊第9航空団
会計隊長 木部 政治

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
 - (1) 品名 (件名) 基地警備訓練用装置一式借上及び取扱役務1式
 - (2) 借上期間 令和8年10月19日 ～ 令和8年10月23日
 - (3) 借上場所 航空自衛隊那覇基地
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室
4. 入札日時 令和8年10月5日 15時00分
5. 参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。
 - (2) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合はこの限りではない。
 - (5) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA, B, C又はDに格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
6. 保証金 入札保証金：免除 契約保証金：免除
7. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札に参加する場合は、「入札書」を提出するものとする。
また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は 10月 2日17時までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書等の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項及び適用契約条項を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室
12. 契約方法 確定契約
13. 落札決定方式 総額決定
14. その他
 - (1) 入札説明会 無
 - (2) 入札参加希望者は、航空自衛隊那覇基地会計隊契約班まで連絡するとともに、資格決定通知書のコピーを入札開始前までに提出すること。
 - (3) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
 - (4) 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 尾野 まで。

電話番号 098-857-1228・1229 FAX1221

市 場 価 格 調 査 書

会社名：

借上期間： 令和8年10月19日 ～ 令和8年10月23日

借上場所：航空自衛隊那霸基地

No.	品 名 (件 名)	規 格	単 位	数量	単 価	金 額
1	基地警備訓練用装置一式 借上及び取扱役務	仕様書のとおり	式	1		
	内訳					
	基地警備訓練用装置	簡易標的（頭部）	個	80		
	基地警備訓練用装置	簡易標的（胴部）	個	80		
	基地警備訓練用装置	小火器用レーザー送信装置（64R）	個	50		
	基地警備訓練用装置	小火器用レーザー送信装置（20R）	個	10		
	基地警備訓練用装置	小火器用レーザー送信装置（MINIMI）	個	3		
	役務費	操作要領派遣	式	1		
	基地警備訓練用装置輸送費		式	1		
		以下余白				
		税抜き			計	

入 札 書

契約担当官
航空自衛隊第9航空団
会計隊長 木部 政治 殿

品 名（件 名）	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	備 考
基地警備訓練用 装置一式借上及 び取扱役務	仕様書のとおり	式	1			
	以下余白					

総額（含梱包運賃） ¥ 税抜き

借 上 期 間 令和8年10月19日 ～ 令和8年10月23日

借 上 場 所 航空自衛隊那覇基地

上記入札条件及び入札及び契約心得、契約条項承諾の上入札しました。

令和8年10月5日

住 所

会 社 名

代表者職位氏名印

航空自衛隊那覇基地仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕様書番号	那基LPS-X003231
品名	基地警備訓練用装置一式借上及び取扱役務	承認年月日	令和8年 9月18日
		作成年月日	令和8年 9月 9日
		作成部隊名	第9航空団 基地業務群管理隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊那覇基地で使用する**基地警備訓練用装置一式の借上及び取扱役務**について規定する。

2 製品に関する要求

2.1 借上物品、数量及び借上期間等

a) 借上物品

借上物品については、**調達要領指定書**のとおりとする。

b) 借上期間等

1) 借上期間

借上期間については、**調達要領指定書**のとおりとする。

2) 貸出期限

貸出期限については、**調達要領指定書**のとおりとする。

3) 引取期限

引取期限については、**調達要領指定書**のとおりとする。

3 機能・性能等

a) 借上物品は、基地警備訓練で使用するため簡易標的（頭部）、簡易標的（胴部）、小火器用レーザー送信装置（64R、20R及びMINIMI）を備えなければならない。

b) 契約相手方は、担当人員1名を那覇基地に派遣し、隊員に対し器材の取付要領及び操作要領の教育を実施するものとする。

4 役務に関する要求

4.1 役務実施場所

航空自衛隊那覇基地内とし細部は**調達要領指定書**のとおりとする。

4.2 作業要求

役務については簡易標的（頭部）、簡易標的（胴部）、小火器用レーザー送信装置（64R、20R及びMINIMI）の取扱要領及び操作要領を教育するものとする。

4.3 作業時間

作業時間については、**調達要領指定書**のとおりとする。

4.4 作業工具等

役務に必要な工具及び資器材等については、契約相手方が準備するものとする。

5 納入場所

航空自衛隊那覇基地とし細部は**調達要領指定書**のとおりとする。

6 借上物品の搬出入

契約相手方は契約後速やかに借上物品を那覇基地へ搬入し、官側は借上物品の使用後、那覇基地より契約相手方へ送付する。その際の搬出入にかかる経費については契約相手方負担とする。

7 監督・検査

契約担当官等が定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

8 品質保証

- a) 納入後に不具合が発生し、その原因が契約相手方の責任によるものと認められた場合は、無償で補修しなければならない。ただし、責任の判定は官側と協議のうえ決定するものとする。
- b) 借上物品の毀損・紛失が発生した場合の弁済は官側と協議し解決する。
- c) この仕様書に記載されていない事項及び契約期間中に疑義が生じた場合は、官側と協議し解決する。

9 その他の指示

9.1 秘密保全

この契約により知り得た自衛隊及び基地に関する情報について、他に漏洩及び転用してはならない。

9.2 基地内立ち入り

基地内立ち入りについては、那覇基地規則に従うものとし、役務実施場所及び納入場所以外に立ち入る必要が生じた際は、官側の許可を得るものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	管役一
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 9 月 1 8 日
	作 成 部 課	第 9 航空団管理隊
	作 成 年 月 日	令和 8 年 9 月 9 日
品 名	基地警備訓練用装置一式借上及び取扱役務	
仕 様 書 番 号	那基 L P S - X 0 0 3 2 3 1	

指定事項：

2.1 借上物品，数量及び借上期間

a) 借上物品

品 名	規 格	数量（式）
基地警備訓練用装置一式	簡易標的（頭部）	8 0
	簡易標的（胴部）	8 0
	小火器用レーザー送信装置（6 4 R）	5 0
	小火器用レーザー送信装置（2 0 R）	1 0
	小火器用レーザー送信装置（MINIMI）	3

b) 借上期間等

1) 借上期間

令和 8 年 1 0 月 1 9 日～同年 1 0 月 2 3 日

2) 貸出期限

令和 8 年 1 0 月 1 9 日

3) 引取期限

令和 8 年 1 0 月 2 3 日

4.3 作業時間

作業時間は、令和 8 年 1 0 月 1 9 日 0 8 1 5～1 7 0 0 までの間を基準とし，細部日程については官側と調整するものとする。

5 納入場所

図による。

図一納入場所

